



島根県商工労働部中小企業課

担当者 田渕

TEL 0852-22-6055

Email keiei@pref.shimane.lg.jp

誰もが、
たからず、
言葉の、
もの。

令和7年度第1回「地域課題解決型しまね起業支援事業費補助金」の公募を開始しました！

1 事業概要

島根県への移住者又は在住者で、地域の課題解決に資する社会的事業（※）において、「社会性」「事業性」「必要性」「デジタル技術の活用」の観点をもって起業する方に対して、その起業等に必要な経費の一部を補助する事業で、効果的な起業を促進し、地域課題の解決を通して地方創生を実現することを目的としています。

「社会的事業（※）」とは以下の①から④を内容とするものとします。

- ①中山間地域・離島の生活機能の確保に資するサービス
- ②まちづくりや地域の活性化に資するサービス
- ③教育や子育て環境の充実に資するサービス
- ④高齢者等の暮らしや福祉向上に資するサービス

2 補助対象事業者の主な要件

- (1) 県内において、事業公募開始日以降に、個人事業の開業届出を行い、又は法人（大企業及びみなし大企業を除く。）を新たに設立して、その代表者となる者及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業継承又は第二創業した者
- (2) 県内に居住又は事業実施期間完了の日までに県内に移住予定である者

3 補助事業の概要

- (1) 補助率及び上限額：補助対象経費の1／2以内（上限額200万円）
- (2) 補助対象経費：店舗等借入費、リース・レンタル費、機械装置等費、店舗改修費、広報費、外注・委託費 等
- (3) 補助事業期間：補助金交付決定日から令和8年1月末日まで

4 公募期間 令和7年4月10日（木）～令和7年5月13日（火）17時必着

※詳細は、別添チラシのとおり

島根創生計画	I 活力ある産業をつくる 2 力強い地域産業づくり (4) 成長を支える経営基盤づくり (P.26)
--------	--

【県HP】

(島根創生を進めるための新規・拡充施策(令和7年度版))

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/zaisei/yosan/yosanr7/r7gaiyou.data/shinkikakuR7.pdf>



(島根創生計画[第2期])

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/keikaku/shimanessousei/index.data/souseikeikaku2nd.pdf>

